

四監査第 135 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 3 日

四国中央市監査委員 安 部 弘

四国中央市監査委員 眞 鍋 利 憲

監査結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象及び実施日

監査対象団体	補助金の名称	所管部局	実施日
四国中央市農業再生協議会	四国中央市経営所得安定 対策等推進事業費補助金	経済部 農業振興課	令和7年12月4日

4 監査の範囲

主として令和6年度に執行された当該補助金に係る出納その他の事務

5 監査の期間

令和7年11月20日から12月4日まで

6 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行が、補助金の目的に沿って行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

- ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ウ 条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(2) 団体関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 補助金の額の算定、手続等は適正か。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備や保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理及び精算報告は適正か。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

7 監査の実施内容

事務局職員は、財政援助団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、財政援助団体に係る事務執行等が、その目的に沿って行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、当該補助事業に係る出納その他の事務の執行は、補助金の目的に沿って行っており、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

【意見】

四国中央市農業再生協議会が実施する四国中央市経営所得安定対策等推進事業に要する経費を同協議会に対して補助しており、国の交付金を財源としている。県へ補助金を申請する際、協議会の債権者への支払遅延について、今後指摘されることがないように十分注意されたい。

四国中央市農業再生協議会については、会計処理規程において定められている会計帳簿や財務諸表のうち作成されていないものがある。他の規程についても記載している内容と実際の取扱いが異なっている点があるので、再度確認して規程に基づいた取扱いを行われたい。

現地確認の臨時雇用者は自家用車を使用しているが、現地確認中に事故等があった場合の対策を講じていただきたい。

また、現地確認方法について、現在は諸事情により全筆調査を行っているが、転作の実施状況を確認するための現地調査ということを踏まえ、実施方法について再検討されたい。

四国中央市農業再生協議会は当市の農業者の経営安定と農業が持つさまざまな機能を維持するために、各農業者団体などの連携体制の構築や戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進等を行っており、今後も当市の地域農業振興への取組をお願いしたい。

四国中央市農業再生協議会

団体の概要

1 協議会名等

四国中央市農業再生協議会

会 長 合田 久（うま農業協同組合 代表理事組合長）

事務局 四国中央市経済部農業振興課に置く

（四国中央市中之庄町 1684 番地 16 四国中央市農業振興センター内）

2 設立年月日

平成 16 年 4 月 16 日 「四国中央市水田農業推進協議会」として設立

平成 23 年 6 月 14 日 「四国中央市農業再生協議会」に改名

3 設置目的（規約で定めている目的）

農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、経営所得安定対策等の推進、化学肥料低減定着対策事業の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生産の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

4 実施事業（規約で定めている事業）

- （1）地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関すること。
- （2）経営所得安定対策等の推進に関すること。
- （3）需要に応じた米の生産に関すること。
- （4）農地の利用集積に関すること。
- （5）耕作放棄地の再生利用に関すること。
- （6）担い手の育成・確保に関すること。
- （7）大豆・麦等生産体制緊急整備事業の推進に関すること。
- （8）高収益作物次期作支援交付金の推進に関すること。
- （9）化学肥料低減定着対策事業に関すること。
- （10）その他地域協議会の目的を達成するために必要なこと。

5 設置根拠

経営所得安定対策等推進事業実施要綱

6 組織（令和 7 年 4 月 1 日現在）

会 員 11 名（うち会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名）

幹事会 5 名（うち幹事長 1 名、事務局長 1 名）

財政援助の概要

1 補助金の名称及び金額

四国中央市経営所得安定対策等推進事業費補助金（10分の10 県補助金）

令和年6度交付額 4,565,000円（6月・9月・12月・2月に概算交付）

- (1) 目的 経営所得安定対策の円滑な推進及び水田の有効活用を図ること
- (2) 対象経費 四国中央市農業再生協議会が実施する四国中央市経営所得安定対策等推進事業に要する経費のうち、旅費、印刷製本費、消耗品費その他市長が特に必要と認める経費
- (3) 補助率 10分の10
- (4) 交付根拠 四国中央市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

2 事業実施状況（令和6年度）

区 分	主な取組内容	実施時期
本制度の普及推進活動	農家への説明会 (市内6箇所)	4月～6月
申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、 受付支援	営農計画書印刷 申請書受付、取りまとめ	3月～6月
対象作物の作付面積等の確認事務及び 農業者情報のシステム入力、集計事務	現地確認 入力、集計 現地確認結果表送付 水稲共済データとの突合	7月～10月
農業者の水田情報等の整理事務	入力、整理事務	10月～12月
産地交付金対象作物の出荷・販売の確認事務	入力、集計事務	1月～3月
需要に応じた作物の生産方針等の策定	検討会	2月～3月
令和7年度戸別受付準備	営農計画書印刷、各配布 書類等の準備	3月

3 収支決算状況（令和6年度）

【収入の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
1 四国中央市経営 所得安定対策等 推進事業費補助金	4,565,000	4,565,000	
収入合計	4,565,000	4,565,000	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
1 謝金	300,000	297,540	作付状況の現地確認協力に対する謝金
2 事務経費等	3,365,000	3,589,090	
(1) 印刷製本費	75,000	24,750	封筒印刷代
(2) 通信運搬費	380,000	378,097	営農計画書、申請書、誓約書等郵送 2,090
			現地確認結果表郵送代 35,931
			対象作物出荷・販売確認書郵送 57,322
			対象作物出荷・販売確認書返信代 57,466
			営農計画書郵送代 225,288
(3) 雑役務費	900,000	892,507	水田台帳システムライセンス関連
(4) 消耗品費	100,000	261,339	事務用品
(5) 燃料費	10,000	5,848	現地確認燃料費
(6) 借料・損料	100,000	151,949	複写機借上料 80,669
			インクジェットプロッタ借上料 71,280
(7) 臨時雇用賃金	1,800,000	1,874,600	
3 委託費	900,000	678,370	営農計画書出力委託料
支出合計	4,565,000	4,565,000	